

吉見まつり模擬店出店要領

1 目的

各種団体の出店を通じて、町民相互の交流を深めるとともに団体の活動を促進し、吉見まつりをより楽しく、にぎやかなものとする。町内の様々な団体に出店してもらい、まちづくりについて考えていく気運の醸成を図る。

2 内容

吉見まつり会場の一部エリアを利用し、各種団体による飲食品・物品販売等のバザーを行う。

3 開催日

令和8年11月3日（火・祝）文化の日

4 出店場所

吉見町ふれあい広場内ピクニック広場

5 参加資格

- （1）町内で地域活動を行っている団体とする。
- （2）複数の団体の合同参加を可能とする。ただし、その場合は1団体とみなす。

6 参加を認めないもの

- （1）個人での参加
- （2）政治活動や宗教活動を目的とした参加
- （3）その他事務局において、参加することが適当でないと認められる場合

7 参加団体数

おおむね20団体とする。

8 出店範囲

1区画（おおむね間口7m×奥行き5m）とし、前方5mをフリースペースとする。

9 参加方法

- （1）吉見まつり模擬店申込専用フォームから申込み、又は別紙「参加申込書」に必要事項を記入し、定められた期日までに、吉見町自治財政課へ提出する。
- （2）参加申込手続がなされた団体について、事務局で参加資格等の審査を行う。
- （3）参加を認められた団体には「参加許可書」を交付する。ただし、申込多数の場合は、事務局による抽選により参加団体を決定する。

10 注意事項

- （1）参加が決定した団体は、吉見まつり準備会議に必ず出席すること。
（日時：9月24日（木）午後1時30分～、場所：役場庁舎3階大会議室）
- （2）ピクニック広場内の出店場所の詳細は、会議時に抽選を行い、決定する。
- （3）テント・電源・その他必要な物は、各団体で用意すること。ふれあい広場内

の電源使用は禁止とする。

- (4) 準備・片付けは全て出店者で行い、テント設置・片付け時間等は指定時間を厳守すること。
- (5) 販売商品は、公序良俗に反するもの以外、原則自由とするが、食品を販売する場合は、主催者、保健所等の指導に必ず従うこと。
- (6) 販売商品は、全て出店団体が責任を持ち、販売すること。
- (7) 飲食物を販売する団体は、来場者用の手指消毒を販売場所に必ず用意すること。また、ゴミ箱を用意し、必ず出店者が持ち帰ること。
- (8) 酒類の販売は禁止とする。
- (9) その他、事務局の指示に従わない場合、または、法令等に抵触する場合は出店を取り消す場合がある。

1 1 事務局

自治財政課 自治振興係とする。

1 2 その他

- (1) この要領に規定するもののほか、吉見まつり模擬店について必要な事項は、事務局が定めるものとする。

(2) 臨時出店届による提供できる食品【推奨基準・注意事項】

- 調理品：調理工程は、1工程程度の単純なもので、生ものを含まない。
- 仕入れ品：容器包装に入れられ、食品表示がされたもの
- 原則、1テント1種類のメニュー（市販の飲み物は含まない）
 - ※揚げる、焼く、煮るなど調理方法の混在は禁止
 - ※揚げ調理で、コロケ・メンチ・ポテトなどの複数種類は可
 - ★ただし、1つのテント内で担当者・調理場を明確に分ける場合は、2種類以上の提供を可とする。【臨時出店届は、調理場ごとに提出する…詳細は事務局に相談を】
- その他
 - ・持ち帰り目的の食品提供は禁止
 - ・前日の下処理や仕込みは禁止（自宅など許可を受けていない調理場での処理）
 - ・クッキー、パウンドケーキなどは菓子製造業の許可が必要
 - ・生うどんなどの麺の持ち帰り販売は別途営業許可などが必要
 - ※過去の出店で「臨時出店届」による届出では認められないもの
 - 生うどん(持ち帰り)、ちらしずし、大福、おにぎり、いなりずし、パウンドケーキ、クッキー、まんじゅう、ドーナッツ、玉こんにゃくなど、許可のない自宅などの調理場で調理・加工してくるもの（営業・製造許可がある場合を除く）
- (3) 飲食の提供について、提出した申込書の食品及び食品の取扱い方法では、保健所の指導により許可を出せない場合は、内容の見直しや変更を依頼する。対応できない場合は、出店ができない。